

隊悠会ゴルフコンペ会則

- (名称)
 第1条 本会は、「隊悠会ゴルフコンペ」と称し、事務局を会長の指定するところに置く。
- (目的)
 第2条 本会は、会員のゴルフを通じて、会員相互の親睦と健康の維持増進を図るとともに、隊友会の活性化に寄与する。
- (事業)
 第3条 例会は、年6回、奇数月に、原則として第3木曜日に開催する。ただし、都合により、変更することがある。
 2 臨時会は、例会のほか、適時開催することができる。
- (入会資格)
 第4条 会員は、隊友会と協力会員であって、本会の目的に賛同するものとする。
- (役員)
 第5条 本会には、次の役員等を置く。
 会長 1名 総務 1～2名 監事 1名 連絡員 5名
- (職務)
 第6条 会長は、会の目的にもとづき会務を掌理する。
 2 総務は、会の運営及び会計事務を行う。
 3 監事は、会計及び会務の執行状況を監査する。
- (任期)
 第7条 役員等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (会費の徴収)
 第8条 会員の会費は、年間3000円とし、毎年度末又は入会申し込み時に納入するものとする。
 2 中途入会者については、入会時に月割り計算で徴収する。
 3 例会参加者は、参加費として1,000円を当日納入する。
- (入退会)
 第9条 会員の入会及び退会は、次のとおりとする。
 (1) 入会は、会員として資格を有する者の申し出による。
 (2) 退会は、自由で会長に申し出すればよい。ただし、納入済み会費については返金しない。
 (3) 入会者は、隊悠会入会申込書に所定の事項を記入し提出する。
 ただし、やむを得ないときは、電話又は口頭でもよい。
- (機能)
 第10条 総会は、毎年1月の例会で開催し、次に掲げる事項について決議する。
 (1) 会則の改廃に関する事項
 (2) 事業及び決算報告の承認
 (3) 役員の変更
 (4) 会の運営に関する重要な事項
 2 臨時総会は、例会時等に、会長の発意により開催し、前項を除く会の運営に関する事項を決議する。
 3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決議する。
- (運営要領)
 第11条 本会は、次の要領で運営する。
 (1) 競技は、18Hスロークプレーで行い、ハンディキャップは、隊悠会ハンディキャップ方式(2年毎改正)による。
 (2) 同ネットの場合順位決定は、年齢の順とする。
 (3) 優勝者及び準優勝者のハンディアップは、次回から各々20%及び10%減ずる。
 (4) ティインググラウンドは、70歳未満がレギュラーティ、70歳以上がゴールドティ及び女性・80歳以上がレッドティとする。
 (5) フェアウェイ上で、ディポット内のボールは、6インチだけ移動し、リプレース出来る。
- (会計)
 第12条 会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。
 2 決算は、年度末をもって行い、監事の監査を受けた後報告書を作成し総会に提出する。
 3 役員等に対しては、それぞれ次のとおり、手当てを支給する。
 ア 会長 3,000円 イ 総務 2,000円
 ウ 監査 2,000円 エ 連絡員 1,000～4,000円
- (附則)
 1 この会則は、平成7年12月1日から施行する。
 2 この会則は、平成19年4月1日から、一部を改正し施行する。
 3 この会則は、平成20年12月1日から、一部を改正し施行する。
 4 この会則は、平成26年1月1日から、一部を改正し施行する。
 5 この会則は、平成27年1月1日から、一部を改正し施行する。